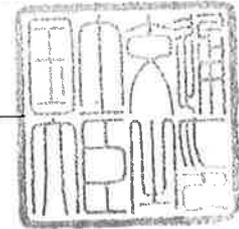


国海員第259号
平成29年11月22日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第294号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
函館マリン株式会社	北海道函館市大町9番20号
富美船舶株式会社	広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号
中川運輸株式会社	鹿児島県鹿児島市住吉町13番3号